

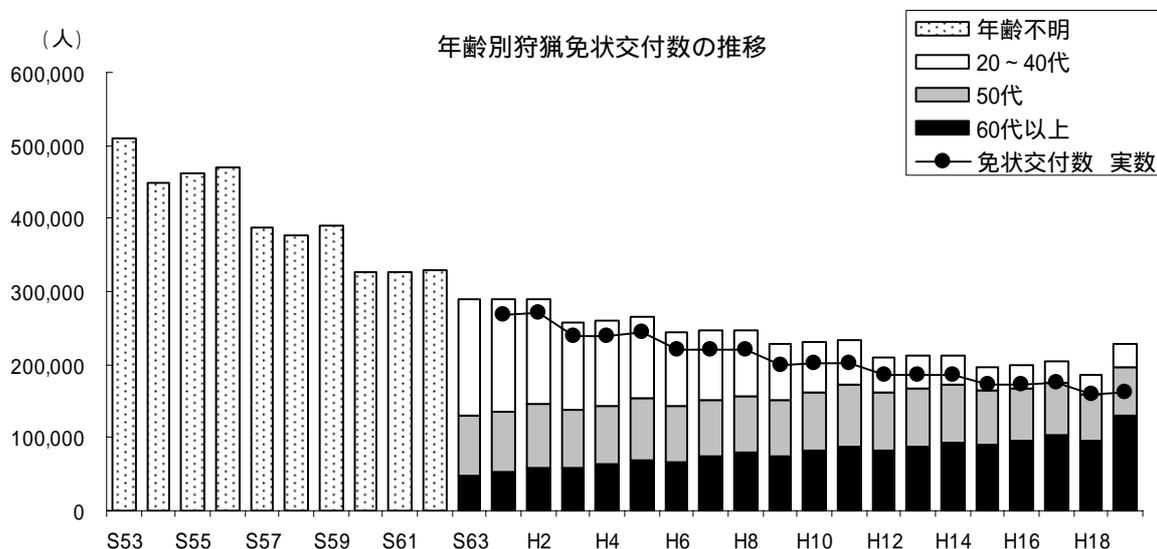
捕獲に関する統計資料集計

環境省で集計されている鳥獣関係統計を用いて、各自治体の狩猟登録者数の現状と、その年齢構成の実態から、新規加入がなかった場合に10年後に想定される推定実働狩猟者数（60歳未満）について示した。また、現行体制におけるシカ、イノシシの捕獲実態および狩猟者一人あたりの捕獲実績について整理した。

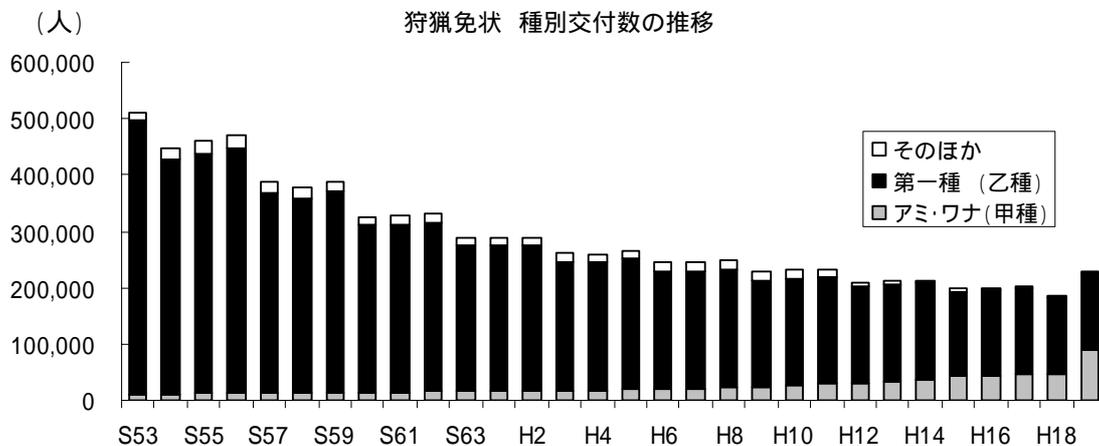
1. 日本における狩猟者と捕獲数の動向

狩猟免許交付数の動向

鳥獣関連統計によると、S53年以來、狩猟免許交付数は減少傾向にある。年齢別に交付数が集計され始めたS63年に対し、H19年の20～40代への交付数は約80%減少、50代は約20%減少したが、60代以上への交付数は約170%増加した。その結果、免許交付数全体に占める20～40代への交付数はS63年の55%からH19年の14%にまで減少した。

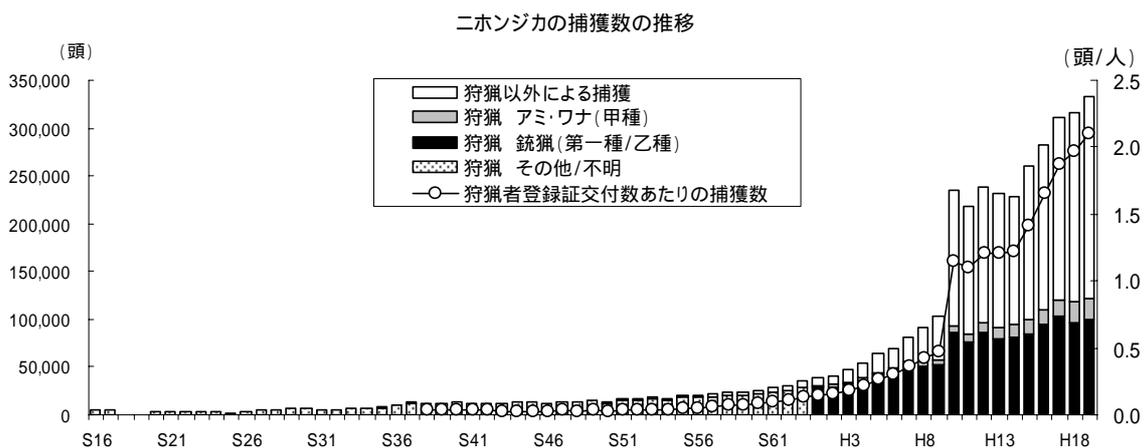


免許交付数の推移を種別に見ると、第一種（乙種）の交付数はS53年から70%減少し、アミ・ワナ（甲種）は800%増加した。



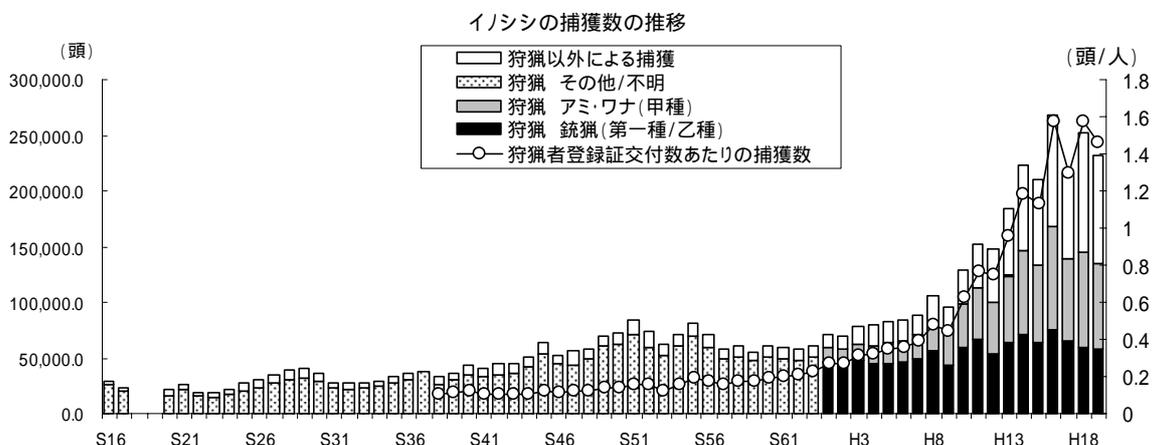
ニホンジカ捕獲数の動向

鳥獣関連統計によると、S16 年以来、ニホンジカの捕獲数は増加傾向にある。特に H9 年から H10 年にかけて、狩猟以外による捕獲（有害駆除など）は約 300%増加した。狩猟による捕獲は一貫して前年比約 110%のペースで増加傾向にあり、このうち銃猟（第一種/乙種）が多くを占める。狩猟者登録証交付数あたりの捕獲数は H9 年以降急増し、H9 年の 0.5 頭に対して H19 年は 2.1 頭となった。



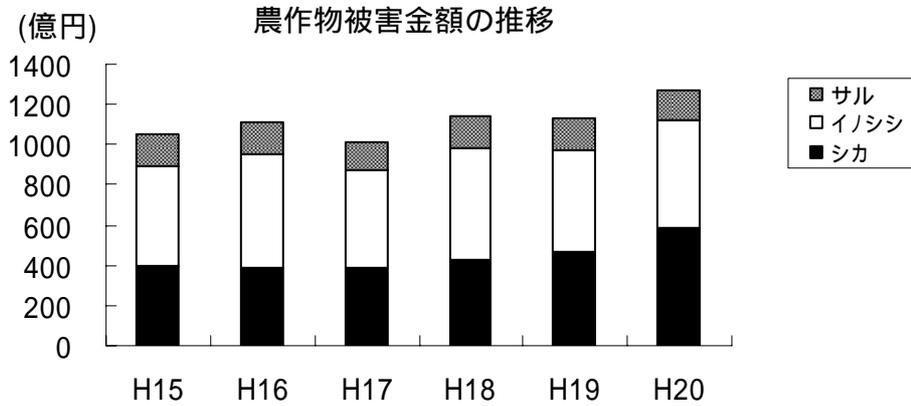
イノシシ捕獲数の動向

鳥獣関連統計によると、S16 年以来、イノシシの捕獲数は増加傾向にある。特に H9 年以降、狩猟による捕獲と狩猟以外による捕獲（有害駆除など）の両方が増加した。狩猟による捕獲のうち、銃猟（第一種/乙種）による捕獲数はほとんど変化がなかったが、アミ・ワナによる捕獲（甲種）は H9 年以降から H19 年にかけて約 270%増加した。狩猟者登録証交付数あたりの捕獲数は H9 年以降急増し、H9 年の 0.5 頭に対して H19 年は 1.5 頭となった。



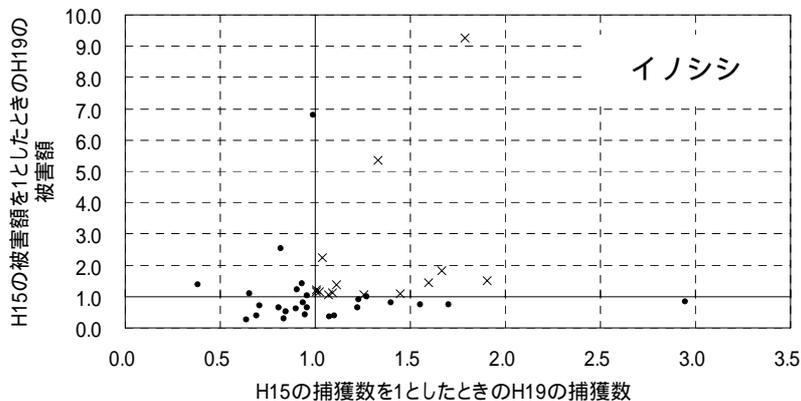
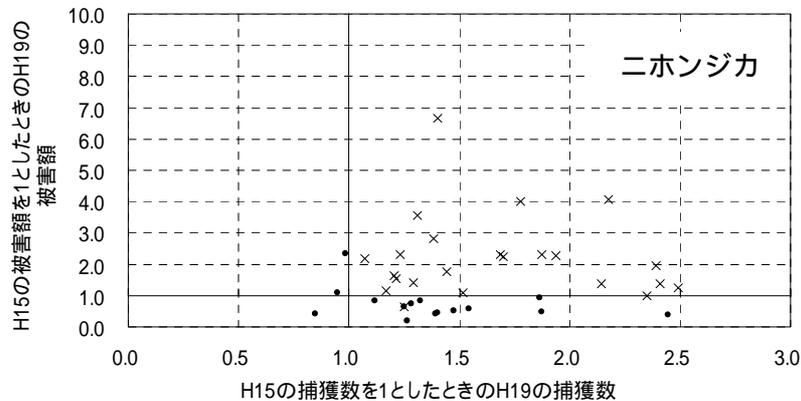
近年の主な野生鳥獣による農業被害の現状

近年の主な野生鳥獣による農業被害は増加傾向にある。H20年の被害額は1472億円で、H15と比較して23%増加した。特に、H20年のシカによる農業被害額は582億円で、H15と比較して47%増加した。



ニホンジカおよびイノシシの被害額と捕獲数

被害額と捕獲数の関係を見ると、H15年と比較してH19年のニホンジカの捕獲数が増加したにもかかわらず、被害額が増加した自治体(図中の×印)は23あった。H15年と比較してH19年のイノシシの捕獲数が増加したにもかかわらず、被害額が増加した自治体(図中の×印)は14あった。



ニホンジカ対策の基本方針の整理

現在、ニホンジカ特定計画を公表している自治体は 29 ある。

個体数（密度）の管理目標は自治体独自の方法で決定している場合が多い。環境省のマニュアルに従って決定している自治体は 11 あり、独自の方法で決定している自治体は 23 ある（うち、環境省のマニュアルの併用は 5）。特に、独自の方法で決定している自治体のうち、モニタリング手法の精度を理由に具体的な適正密度を設定せず、生息密度指標や農業被害量などの相対値を管理目標にする自治体は 3 ある。

各自治体が行っている対策は大きく 3 つにわけられ、獣害防止柵や忌避剤による「被害防除」、狩猟期間の延長や捕獲数制限の緩和、有害駆除の実施による「個体数（密度）管理」、森林の伐期の調整や林縁の刈払いなどによる「生息地管理」が行われている。すべての自治体が「被害防除」と「個体数（密度）管理」を行っており、3 つの対策をすべて行なっている自治体は 9 割にのぼる。

特に「個体数（密度）管理」を促進するため、専門的な人材を育成し、農林業従事者の狩猟免許取得を推進する「狩猟の担い手対策」と、捕獲したシカ肉の衛生管理や利用促進などの「捕獲物の有効活用対策」が行われている。

また、すべての自治体が複数の指標を用いて生息動向をモニタリングしている。

各自治体が行っている「生息地管理」の方針は大きく 2 つに分けられ、森林の伐期の調整や林縁の刈払いなどによって誘引物や増加要因を除去する方針と、適度な食物供給源の維持などによって良好な生息地を整備する方針がある。

ニホンジカの全国分布メッシュ図

第 6 回自然環境保全基礎調査より引用

; S55 年および H15 年生息



イノシシ対策の基本方針の整理

イノシシ特定計画を公表している自治体は 31 ある。

増加率などから今後の個体数動態をシミュレーションして個体数（密度）の管理目標を決定した自治体が 5、被害量の軽減を指標に決定した自治体が 28 ある（うち、両方を勘案が 2）。特に、被害量の軽減を目標としている場合、捕獲頭数の目標を具体的に決定しなかった自治体は 13 ある。

各自治体が行っている対策は大きく 3 つにわけられ、獣害防止柵などによる「被害防除」、狩猟期間の延長や捕獲数制限の緩和、有害駆除の実施による「個体数（密度）管理」、廃棄果実など誘引物の除去や里山林の整備などによる「生息地管理」が行われている。すべての自治体がこの 3 つの対策をすべて行っている。

特に「個体数（密度）管理」を促進するため、自治体によっては農林業従事者に対する狩猟免許取得の推進などの「狩猟者を増加させる試み」およびイノシシ肉供給体制の整備や消費拡大の普及・啓蒙による「捕獲物を有効活用する試み」を行っている。

また、29 の自治体が複数の指標で生息動向をモニタリングしている。

各自治体が行っている「生息地管理」の方針は大きく 3 つに分けられ、生ごみや廃棄果実の除去など「餌となる誘引物の除去」、里山林の整備や耕作放棄地の解消による「緩衝帯の整備」および下草の回復、広葉樹林化による「イノシシの生息地の整備」である。また、不嗜好性食物の作付けや和牛・猟犬などによる放牧・パトロールを行っている自治体もある。

イノシシの全国分布メッシュ図
第 6 回自然環境保全基礎調査より引用
； S55 年および H15 年生息

